

令和7年度観光実務人材確保・育成事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

1 事業概要

ポストコロナにおける国内外からの観光需要の高まりを受け、観光産業（特に宿泊業）においては、人手不足が課題となっている。

そこで、学生等に対し、兵庫県の宿泊業の魅力や宿泊業のやりがい等を知ってもらうとともに、宿泊事業者と就職希望者のマッチング機会を創出すること等により、宿泊業務及び調理業務を担う実務人材の確保・定着を支援する取組を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業費

7,990,400円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 応募資格

本案件へ応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 事業の実施にあたり、ひょうご観光本部との打合せなどに適切に対応できること。
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
 - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

5 提案に係る手続

(1) 募集期間

ア 参加表明

本プロポーザルに応募する意思がある者は、令和7年4月18日（金）17時までに電子メールにより、その旨を連絡すること。

イ 提出締切

令和7年4月25日（金）17時必着

※ 締切後はいかなる理由があっても、提出を認めない。

(2) 連絡先・提出先

「11 事務局」まで

(3) 提出方法

原則、電子メールにより提出すること。持参又は郵送による提出も可とするが、その場合も、併せて電子メールによりデータを送付すること。

持参する場合は、事前に提出日時を事務局と調整すること。

郵送する場合は、書留、特定記録郵便等の郵便追跡サービス付きのものを利用し、提出締切までに事務局まで到着すること。

(4) 募集要項等への質問及び回答

ア 受付期間

令和7年4月10日（木）～4月16日（水）17時まで受付

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。（様式任意）

ウ 質問に対する回答

原則、ホームページにおいて全ての質問及び回答を公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。

(5) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 提案にかかる全ての費用は応募者の負担とする。

6 提出書類

書類名	部数/様式	内容
企画提案書	A4 サイズ 25 枚以内 (持参又は郵送する場合は6部)	・提案内容 ・業務体制図(再委託先含む) ・事業実績(過去5年以内) ・事業者概要 等
見積書	様式任意	必ず積算単価及び数量等を明記し 「一式」という表記は極力避けること。
暴力団等の排除に関する誓約書	別紙様式	

7 受託事業者等の選定

(1) 選定方法

審査会を設置し、別紙審査表案に基づき、応募者から提出された提案内容等を総合的に審査・採点し、最も高い評価を得た応募者を、優先交渉権者として選定する。1位の者が複数の場合は、会長が優先交渉権者を決定する。

なお、審査会は書面開催とする。

(2) 選定結果の連絡

選定の結果は、事務局から応募者全員に対して文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ア 「4 応募資格」に該当しない場合
- イ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行うこと

(4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、審査委員会による審査を実施する。

なお、審査の結果、優先交渉権者を選定しない場合がある。

8 選定の取消し

- (1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 優先交渉権者として選定された者が、委託契約締結までに、本要項に定める応募資格を喪失したときは、落札を取り消す場合がある。

9 契約締結に関する事項

- (1) 優先交渉権者に選定された者と業務委託契約締結に向けた協議を行う。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえ、提案内容の修正を求める場合がある。
- (2) 優先交渉権者は、原則として、7（2）の結果通知日の翌日から起算し7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、ひょうご観光本部及び受託者双方の負担とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、本体価格に100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (3) 一度提出のあった書類は、原則として差替えを認めない。
- (4) 優先交渉権者となった者が、応募資格を喪失した場合、又は契約前協議が調わない場合、ひょうご観光本部は次点交渉権者と契約を締結することができる。その場合、次点交渉権者に対して、別途その旨を通知する。
- (5) 提案時に応募者が提示する金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に締結する委託契約書によるものとする。

11 事務局

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662

E-mail：minoshima@hyogo-tourism.jp